# 入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年10月8日

国立研究開発法人水産総合研究センター

西海区水産研究所長　與世田　兼三

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　42

1　調達内容

（1）　品目分類番号　24

（2）　購入等件名及び数量

小型栄養塩自動観測ブイ　二式

（3）　調達案件の仕様等　入札説明書による。

（4）　納入期限　平成28年2月27日

（5）　納入場所　入札説明書による。

（6）　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

（1）　国立研究開発法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

（2）　平成25・26・27年度国立研究開発法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」又は「物品の製造契約」の業種「精密機器類」で、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」いずれかの等級に格付けされている者であること。

（3）　国立研究開発法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停

止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）　入札説明書による応札物品の証明ができる者であること。

3　入札書の提出場所等

（1）　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒851-2213　長崎県長崎市多以良町1551－8　国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所業務管理課用度係　渡邉淳治　電話 095-860-1609

FAX095-850-7767

（2）　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

①　直接交付

上記3(1)の交付場所にて交付する。

②郵送による交付

封書に「小型栄養塩自動観測ブイ入札説

明書希望」と記入し、返信用封筒（角２）に250円切手を貼付し、上記3(1)あて郵送のこと。

③　メールによる交付

任意書式に「小型栄養塩自動観測ブイ入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記3(1)あてＦＡＸ送信すること。

(3)　競争参加資格確認書類の提出期限及び場所

上記2に示す書類を平成27年11月27日17時までに、上記3(1)へ提出すること。

(4)　入札説明会の日時及び方法

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成27年10月22日までに上記3(1)あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以

降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。

(5)　入札書の受領期限　平成27年11月27日17時00分（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

(6)　開札の日時及び場所　平成27年12月4日14時00分　長崎県長崎市多以良町1551－8国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所小会議室

4　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　要。

(5)　落札者の決定方法　本公告に示した物品を

納入できると国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（6）　手続きにおける交渉の有無　無。

（7）　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（8）　詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について　詳細は入札説明書による

7　Summary

（1）　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kenzo Yoseda, Director,

General Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(2) Classification of the products to be procured: 24

(3) Nature and quantity of the products to be purchased: Automatic monitoring buoy system 2unit

(4) Delivery period: 27 February 2016

(5) Delivery place: Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

② have Grade A or B or C or D “Sales”

in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

(7) Time limit for tender: 17:00, 27 November 2015

(8) Contact point for the notice: Junji Watanabe, Purchasing Subsection, Management Section, Seikai National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 1551-8, Taira-machi, Nagasaki city, Nagasaki, 851-2213, Japan. TEL 095-860-1609 FAX 095-850-7767

# 小型栄養塩自動観測ブイ

# 調達仕様書

国立研究開発法人水産総合研究センター

西海区水産研究所

# 第１章　総　則

１．目的及び用途

本仕様書は、国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所が調達する「小型栄養塩自動観測ブイ」（以下、「本装置」という。）について規定する。

用途：本装置２基を有明海に設置し、一定時間間隔で、表層と底層の水温、塩分、クロロフィル蛍光、濁度、溶存酸素飽和度及び表層の栄養塩（硝酸塩）濃度、流向流速の自動観測を行い、観測データを送信する。このことにより、有明海奥部浅海域において頻発する赤潮・貧酸素水塊の発生状況を迅速に把握するとともに、短期的な予察手法の開発に資する。

２．調達数量

二式

３．納入・設置場所

有明海奥部（別途、協議する地点）（佐賀県鹿島市地先海域を予定）

４．検査

本装置は、国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所の検査職員による検査を受け、合格しなければならない。

５．その他

（１）本装置の輸送、設置・調整は、受注者側で行うこと。

（２）受注者は、平成２８年１月２９日までに納入、設置調整を行うこと。

（３）受注者は、本装置納入･設置後、試運転を行い正常に運転することを確認するとともに操作に従事する職員に対して充分な取扱説明を行うこと。

（４）受注者は本装置の完成図面及び取扱説明書を１部添付すること。

（５）本装置の保証期間は査収後１年間とする。

但し、係留索を除く浮体構造物としての保証期間は査収後３年間とする。

保証期間内に発生した構造上の欠陥による、破損、故障等は受注者の負担により速やかに補修・改造もしくは取り替えを行うこと。

但し、使用者による誤作動、天災、船の衝突等による不測の事故及び付着物による汚損に起因する場合はこの限りではない。

# 第２章　構　成

## １．本装置の概要

本装置は、有明海奥部浅海域において頻発する赤潮・貧酸素水塊の発生状況を迅速に把握するとともに、短期的な予察手法の開発に資するため、表層と底層の水温、塩分、クロロフィル蛍光、濁度、溶存酸素飽和度及び表層の栄養塩（硝酸塩）濃度、流向流速を定期的に自動観測し、データを送信する装置である。

## ２．本装置の構成

| | |
|---|---|
| 小型栄養塩自動観測ブイ | 二式 |
| 機器構成（一式の内訳） | |
| 浮体 | 一式 |
| 標識灯 | 一式 |
| 観測機器 | |
| 水温・塩分計 | 二式 |
| 蛍光・濁度計 | 二式 |
| 溶存酸素計 | 二式 |
| 高精度小型メモリ圧力計 | 一式 |
| 水中紫外線硝酸塩計 | 一式 |
| 流向流速計 | 一式 |
| 計測制御装置 | 一式 |
| データ通信装置 | 一式 |
| 電源装置 | 一式 |
| ※予備の観測機器 | |
| 水温・塩分計 | 一式 |
| 蛍光・濁度計 | 一式 |
| 溶存酸素計 | 一式 |

# 第３章　本装置の仕様

## １．浮体

（１）浮体上部に標識灯、計測制御装置、データ通信装置及び太陽光発電装置を取り付けること。

（２）２点もしくは３点係留方式であること。また、杭による固定、あるいは係留用チェーンをシンカーで固定する形とし、最大波高２m、周期６秒の波浪条件に耐えること（図１参照)。

（３）台風等の襲来時に、係留索を外し、作業船で回収して避難できる構造とすること。

（４）設置後年間１回の簡易な掃除で、３年以上外観を維持できること。

（５）観測機器の維持管理作業を考慮した構造とするとともに、観測機器を含めた大きさは直径３m 程度、重量は 150kg 程度とすること。

## ２．標識灯

光源は LED とし、簡易標識として充分な光度を持つこと。電源は、６．電源装置によるものとする。

## ３．観測機器と観測項目

（１）水温・塩分計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

① 水温：-5～40℃（精度±0.01℃（0～35℃））

② 塩分：0～40（精度±0.01）

※塩分センサ部を定期的に清掃できるワイパー等の装備を有すること。

（２）蛍光・濁度計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

① クロロフィル蛍光（ウラニン基準）：0～400 μg/l（精度±1%FS）

② 濁度（ホルマジン基準）：0～1,000 FTU（精度±2%FS）

※センサ部を定期的に清掃できるワイパー等の装備を有すること。

（３）溶存酸素計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

溶存酸素飽和度：0～200%（精度±2%FS）

※燐光式溶存酸素センサを採用すること。

※センサ部を定期的に清掃できるワイパー等の装備を有すること。

（４）高精度小型メモリ圧力計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

水深：0～20 m（精度±0.3%FS）

（５）水中紫外線硝酸塩計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

硝酸塩濃度：0～50 μM（精度：±1%FS）

（６）流向流速計

以下の観測項目と観測精度を有すること。

流向：0～360°（精度±2°）(磁北基準)

流速：0～500 cm/s（精度：±1 cm）

（７）観測機器の設置

表層測定用の各観測機器は、浮体下部に維持管理が容易となるように取り付けること。また、底層測定用の観測機器は、最大水深１５m の海底上２０cm が測定可能となるように固定枠に取付けること。

４．計測制御装置

（１）厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）観測頻度は最小１０分間から最大１時間まで可変であること。

（３）観測機器からの信号を変換し、データ通信装置へデータを転送すること。

５．データ通信装置

（１）厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）携帯電話パケット通信方式と陸上通信回線（ADSL 回線、光回線など）を利用したメールによるデータ伝送方式により観測データを複数箇所に同時送信出来ること。なお、電波状況が良好の場合、観測後直ちに観測データをメール形式により送信すること。

６．電源装置

（１）厳しい海象条件下で浸水等が無いこと。

（２）太陽光発電方式とバッテリー（電池）方式を併用すること。

（３）１週間日照がない状態でも各機器に必要な電源供給ができる機能を有すること。

７．納入・設置場所

有明海奥部浅海域とするが、地元漁業団体、海上保安部等との協議の結果により設置場所を決定する（図２参照)。

８．その他

本仕様書に定めた以外の事項で、疑義が生じた場合は、両者協議により定める。

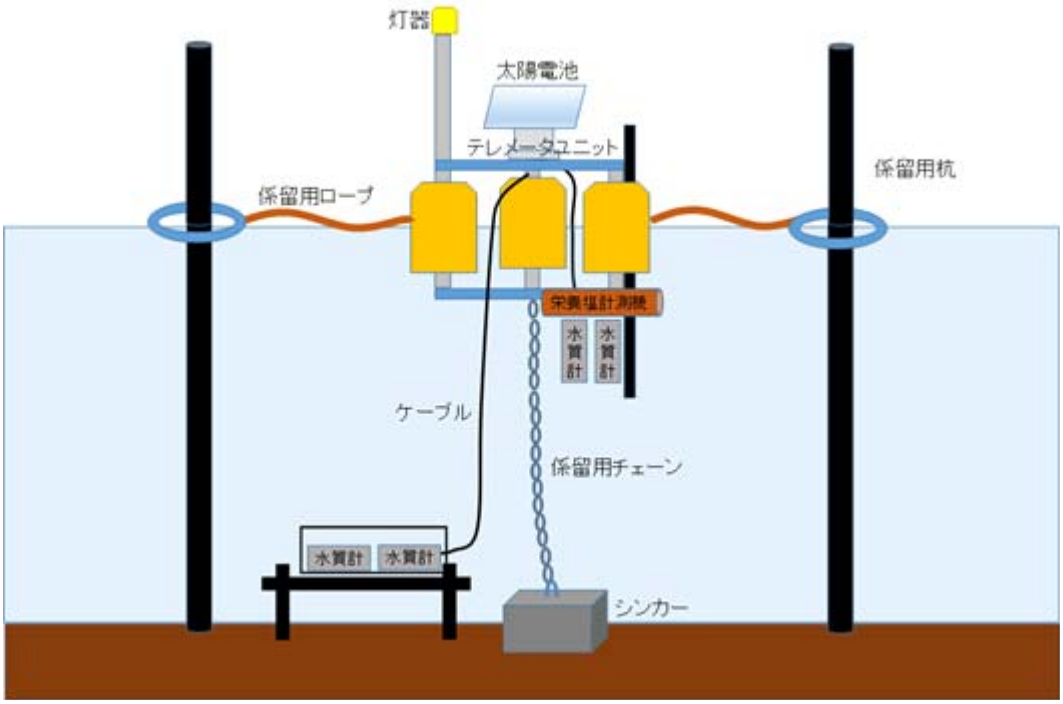


図1.「小型栄養塩自動観測ブイ」の構成図
（図では係留用杭での固定としているが、係留用チェーンをシンカーで固定する形でも問題ない）

図2.「小型栄養塩自動観測ブイ」の設置計画点
（佐賀県地先の浜川沖及び国営干拓沖を予定）